

端野の消防(その4)

自治消防への改革

昭和二〇(一九四五)年八月一日、日本はポツダム宣言を受諾し、太平洋戦争は無条件降伏で終結しました。戦後の日本は、連合軍総司令部(GHQ)の進駐と共に占領政策が始まり、この政策により、これまでの政治、社会、経済、教育などあらゆる制度や政策の見直しが行われました。

消防制度も例外ではなく、同二二(一九四七)年四月、GHQの指令により消防団が廃止され、「消防団令」が公布、施行されました。また、同年一二月、「警察法」が公布され、これまで警察の管轄となっていた消防業務は警察から分離し市町村が行う事となりました。

しかし、消防団令では、消防団の設置は市町村の義務となりましたが、「消防団は、警察署長所管のもとに行動すること」(第九条)「警察署長は、消防団の訓練を行うことができる」(第一条)「知事は、市町村の行う消防に監督権を持つ」(第二十一条)、さらに「内務大臣は消防に関する統括的な事務を行う」(第一六条)と規定されており、市町村独自の自立した自治消防体制とはいえないものでした。

昭和二三(一九四八)年三月、「消防組織法」の施行により、消防業務を市町村の機関とし、市町村が制定する条例により設置し、市町村長が管理することとなりました。

さらに同年七月、消防活動の具体的な業務を定めた「消防法」が公布され、従来、火消し業務のみに限られていた消防の権限は、予消防に関する消防の権限(建物の同意権、立入調査権、火災原因調査権、危険物取扱許可権、消防施設の設置命令権、消火救助上必要がある場合の物件使用制限権)などが付与されました。

これにより、消防業務と消防団に対する指揮命令権は市町村長や消防長、消防署長に移され、消防団の設置、団員の定数、給与、服務規程、施設資材、さらに危険物の取扱及び立入調査、消防施設の設置を市町村の条例で定めることとなり、新しい自治消防体制が整えられました。

端野村消防団の設置

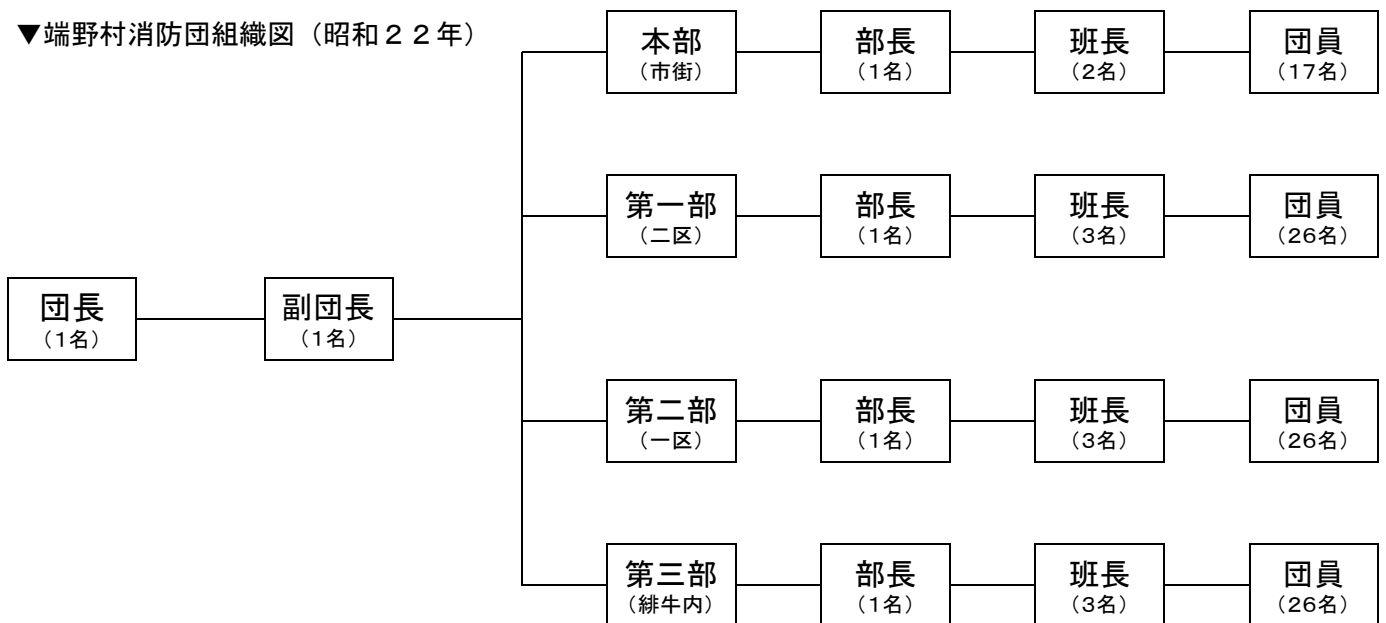
昭和二二年七月二二日、端野村議会において、次の条例を可決しました。

- ① 端野村消防団条例
- ② 端野村消防団給与条例
- ③ 消防団員服務規律及び懲戒条例

なお、端野村消防団設置条例の概要は次の通りです。

- ① 名称・端野村消防団
- ② 組織及び定数…(下図) 定数は一二二名

▼端野村消防団組織図(昭和22年)



消防団員の任命と団長、副団長の選挙

消防団員の任命は、各消防団が推薦した者の中から端野村長が端野村消防委員会に諮り、消防委員会が推薦する形式により村長が任命することになっています。

昭和二二（一九四七）年八月一〇日、端野村消防委員会が開催され、一、二名を消防団員として村長に推薦することに決定しました。また、消防団の団長及び副団長については選挙により選出することとなっており、同月一六日に行われ、初代消防団長に西川政吉氏（二区）・副団長に寒河江市太郎氏（一区）が選出されました。

端野村消防団結団式（警防団解散式）

昭和二二年八月二七日午後一時から、端野村役場横広場において、警防団の解散式と端野村消防団の結団式が行われました。当時の書類、資料等がなく詳細については不明ですが、端野警防団日誌に次のように記されています。

◆八月二七日午後一時ヨリ役場横広場ニ於テ端野村警防団解散式ヲ行フ。引続キ端野村消防団結団式ヲ行フ。司令松原警部補、消防委員、総代、官公職員多数臨席アリ。

村各地区に消防団を結成

端野村消防団が設置されていない地域に対し、村役場は加入の働きかけをしてきました。

この結果、昭和二四（一九四九）年二月、端野村消防団本部を二班制とし定数一〇名を増員する条例改正をし、三区地区を端野村消防団本部第二班とし、一〇名の消防団員を任命しました。

また、同二五（一九五〇）年、北実（現豊実）、北登地区にあっても消防団結成の機運が高まり、同年八月、端野村消防団に新たに第四部を設置することに決定し、同年一〇月一〇日、北実小学校において結成式が行われました。なお、第四部には消火器具としてトーハツポンプ一台とその整備器具を配置しました。

さらに、同二七（一九五二）年六月一日、未結成地区の川向地区を本部第三班、協和地区を第一部第二班、忠志地区を第一部第三班とし、定数を一七〇名に改正し、班長以下二名の団員を任命しました。

この改正により、端野村全地区に消防団が設置されました。以来、消防機械や器具、施設の整備をし、予消防活動は勿論のこと水害等自然災害時における防衛や救助等の活動を継続し、村民の命と財産を守り、安全、安心して暮らせるまちづくりにご尽力いただきました。

なお、全地区に消防団が設置された当時の端野村消防団の組織、機構は下表のとおりでした。

田中 誠

▼端野村消防団組織図（昭和27年）

